**四條畷市キャラクター「なわ丸」の使用について**

四條畷市キャラクター「なわ丸」(以下「なわ丸」という)の使用に関して、必要な事項を以下に記載しています。

（使用の申請について）

　　なわ丸を使用する者は、あらかじめ四條畷市キャラクター「なわ丸」使用申請書を企画広報課に提出してください。

（使用許可等について）

　　使用申請書を提出された後、企画広報課でその内容を審査し、適当と認めたときは、以下の条件のもと、許可書を発行します。

なお、「なわ丸」のデータは、許可書の発行と同時にお渡しします。

（１）　広報活動等を目的として市内において使用してください。その他の目的又は市外で使用する場合は事前に協議の上、許可を得てください。

（２）　デザインのサイズ、色調の変更又は、一部の切除、追加等は、原則としてできませんが、改変を希望する際は事前に協議の上、許可を得てください。

（３）　営利目的の使用または、二次使用はできません。

（４）　「なわ丸」を使用した印刷物等のイメージ図(コピー可)を企画広報課に

提出してください。　(完成品(実物)を提出していただく場合もあります。)

（５）　使用を申請した目的、又は用途のみに使用してください。

（６）　原則としてグッズの製作はできません。

　（その他）

　　　「なわ丸」の使用料は原則無料です。

　　　その他不明な点は企画広報課までご相談ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　四條畷市企画広報課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：０７２－８７７－２１２１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０７４３－７１－０３３０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０７２－８７７－２０７４